

個人事業税の「請負業」について ～ 事業性の判断基準を明確化しました ～

個人事業税は、個人の方が営む事業のうち、地方税法等で定められた事業（法定業種）に対して課税される都税です。法定業種の一つに「請負業」があり、請負契約等により事業を行っている場合は、「請負業」に該当します。

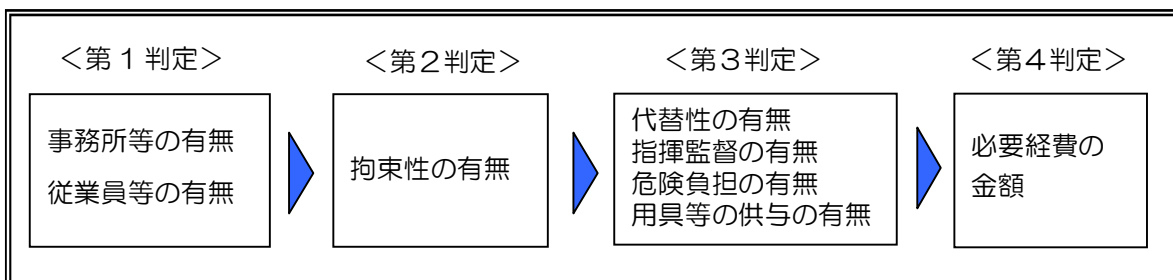
事業形態（事業性の有無）については、これまで、所得税確定申告書や照会文書の回答内容等から、一定の判定項目により認定してまいりました。しかし、近年の就労形態の多様化に伴い、請負契約であっても事実上の雇用労働と変わらないケースが見受けられるなど、事業性の認定が困難となっているため、判定項目に優先順位を設け、事業性の判断基準を明確化しました（平成 23 年分所得から適用）。

請負業の判定項目

事務所等の有無	代替性の有無	指揮監督の有無	危険負担の有無
従業員等の有無	用具等の供与の有無	拘束性の有無	必要経費の金額

判断基準の明確化

平成 23 年分所得から、以下の第 1 判定から第 4 判定の順に事業性の認定を行います。



※ 仕事にかかる必要経費が少額であっても、請負業に該当することがあります。

【用語説明】

拘束性	特定の法人又は個人と専属契約を締結していること 相手方から作業時間を指定されるなどの時間的な拘束を受けていること
代替性	他人が代替して作業に従事することができること
指揮監督	作業の具体的な内容や方法について、相手方から指揮監督を受けていること
危険負担	事故や災害等の不可抗力により仕事が完成しなかった場合、報酬の支払いを請求できないこと

事業内容及び事業形態の確認のため、所管都税事務所から別紙の「個人の事業内容に関する明細書」（照会文書）を送付させていただくことがあります。

照会文書へのご協力をよろしくお願いいたします。

お問い合わせは、所管都税事務所の個人事業税係までお願いします。